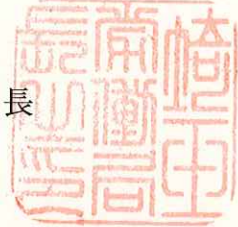


埼玉労働基準 0328 第 1 号  
平成 29 年 3 月 28 日



(一社) 大宮地区労働基準協会 会長 殿

埼玉労働局長



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について（協力要請）  
～荷役 5 大災害の防止対策の徹底～

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害防止対策については、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 12 次労働災害防止計画において、平成 29 年の休業 4 日以上労働災害発生件数を平成 24 年に比して 15% 以上減少させることを目標として推進しているところですが、県内の平成 29 年 2 月末速報値を見ますと、目標値に対して 20.1% の増加となっており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等により、陸運業の荷役作業における死亡労働災害では、別添パンフレットのとおり、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故（以下「荷役 5 大災害」という。）が約 80% を占めること、保護帽の着用等荷役ガイドラインに示されている基本的な措置事項が実施されていないことが明らかとなったところです。

については、荷役 5 大災害を防止するため、荷役ガイドラインに示す事項等のうち、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に確認・実施する事項を別紙チェックリストに取りまとめましたので、傘下関係事業者等に周知・徹底について特段のご配慮をお願いいたします。